

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 30 年 9 月 27 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張している。

この生活保護基準では、憲法 25 条が保障する健康で文化的な人間らしい生活ができません。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年6月11日	諮問
令和元年7月26日	審議（第35回第3部会）
令和元年8月30日	審議（第36回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 職権による保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 収入申告義務について

法 6 1 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 次官通知について

法による保護の実施に係る地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8 ・ 2 （収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされている。

また、次官通知の第 8 ・ 3 （認定指針） ・ (1) （就労に伴う収入） ・ ア ・ (ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同 (イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費 ・ 別表「基礎控除額表（月額）」の額。なお、同表において、収入金額別区分が 2 1 1 , 0 0 0 ~ 2 1 4 , 9 9 9 円（1 人目）の場合、基礎控除額は 3 4 , 8 0 0 円である。）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

2 これを、本件についてみると、処分庁は、①本件改定に伴い、請求人世帯に係る保護費の支給額が平成 3 0 年 1 0 月 1 日より変更されることとなることから、当初処分を行い、この旨当初処分通知書

により、請求人に通知したこと、②妻から本件収入申告書が提出されたため、妻の給与収入から経費及び基礎控除額を控除した後の134,438円と、請求人に支給されている障害基礎年金102,325円及び子供らに係る児童手当20,000円を合算した256,763円を同年10月分の請求人世帯の収入として変更認定した上で、改定後の保護基準に基づき算定された、同年10月の請求人世帯の基準保護費297,430円から収入認定額(256,763円)を控除した後の、40,667円を支給することを決定し(当初処分の変更)、変更日を同日(10月1日)として、請求人に対し、「・稼働収入の変更 ・妻：稼働収入認定」との理由を付して本件処分を行ったこと、がそれぞれ認められる。

そして、当初処分及び本件処分については、いずれも、1の法令等の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、違算等も認められないから、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり主張するが、2に述べたとおり、本件処分は、本件改定後の保護基準に基づき当初処分がなされたところ、妻から本件収入申告書が提出されたことから、請求人世帯の平成30年10月分の収入認定額が変更されたためになされたものと認められ、また、いずれの処分についても法令等に従って適正になされており、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、当初処分及び本件処分は違法又は不当なものではない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成